

第七節 治安・吟味

[1] 鉄砲拝借の願い書付

熊野町 織田家「諸事上り控帳」

覚 安芸郡川角村

一 鉄砲尅挺

右者当村麦草之類猪鹿ニ喰連申候而、殊外百姓共難儀仕候、依之例年之通右之てつほう御貸シ被遊可被下候様、奉願上候、以上

〔宝曆七〕
丑二月

庄屋

太兵衛

長 貞 平 様
池田与右衛門様
森岡半右衛門様

覚 安芸郡川角村

一 此度鉄砲之儀御尋被遊候得共、当村鉄砲無御座候、為其書付差上ケ申候、以上

〔宝曆八〕
寅三月

安芸郡 右之書付二通御座候

御役所

[3] 鉄砲所有者に関する調査

織田家「諸書附指上申控帳」

覚

一 鉄砲持主御改被為成候処ニ、元禄二年御改以後、鉄砲持主当村ニ者屯人も無御座候、為其書付指上申候、以上

〔明和二〕
西五月

庄屋

弥七郎

安芸郡

御役所

但三通上ル

[2] 鉄砲所有者に関する調査

織田家「万上り跡控之帳」

〔4〕 追放人・出奔者の帰住についての回答書付

織田家「諸書附控帳」

覚

上候、以上

〔安政九〕
五月六日

庄屋

四郎右衛門

一今度御仁恵を以、追放・出奔もの帰住いたし候而

も、村方故障ニ不相成類有無共、申出候様被為仰付

奉畏候得共、当村ニ者右躰之者、是迄耄人も無御座

候、為其書付差上申候

〔安政九〕
戊三月廿八日 庄屋

四郎右衛門

野村孫兵衛殿

〔5〕 鍛冶用炭盗難疑義に関する回答書

織田家「諸書附控帳」

覚

川角村

一当月朔日、熊野村於初神、鍛冶遣用炭五俵持出し、

其儘行衛相知不申候ニ付、急其村之者ニ而者有之間

敷哉と、被為御尋奉畏候、村中不残相彈申候処、右

炭抜取仕もの耄人も無御座候、為其書付ヲ以、奉申

〔6〕 出火元に対する申渡書

織田家「御触書写帳」

申渡

一追込

川角村百姓□□

右ハ其方居宅・牛馬屋とも、一昨朔日夜半過ニ出火焼

失、作牛耄疋焼失いたし候、類焼・怪我人等無之趣ニ

候へ共、火之元之儀ハ、兼々手堅申付置候処、右之次

第不念ニ付、右之通可申渡者也

花房清之丞

〔安政四〕
巳二月二日

石井惣兵衛印

庄屋 四郎右衛門

同 次 助

態申遣

川角村百姓□□

割庄屋 四人

安芸郡御役所

限り取約々四五日之内ニ可申出者也

〔文久三〕
亥三月五日

一 右之者、追込申付置候処、今日差免候条、此旨相心得、可申聞者也

花房清之丞

巳二月五日

石井惣兵衛^卍

庄屋 四郎右衛門

同 次 助

態申遣ス

〔8〕 差纏吟味に百姓惣代の出し方に関する書付

織田家「御触状控帳」

〔7〕 鉄砲所持者調査に関する書付

織田家「御触状控帳」

態申遣ス

郡中村々ニおゐて鉄砲所持之者共者、たとへ隠筒たりとも当御時勢ニ付仕構無之候間、所持罷在候得ハ有体申出候様申付、所持之者人名挺数大急相志らへ、組合

山論其外都而村方同士掛合差纏筋吟味之節、百姓惣代之出方、是迄小百姓・浮過之者無差別、功者之もの共相撰ひ、差出候村方も有之、中ニハ浮過・友百姓ニ而も、其場不当之日雇賃等受取、罷出候哉ニ相聞候得共、浮過之者共ハ別而身前江不相抱事柄、甚心得違之事ニ而、実意ニ不相当、統合も不宜ニ付、自今賃金等遣し、浮過類身軽之者共、惣代ニ罷出候義不相成、其村々ニて事柄能承知罷在候長立百姓共之内相撰、差出可申候、斯申付候上ハ、押而不当之者差出候義有之候得ハ、糾之上急度申付方も可有之候条、此旨相心得、

与合村々へ不洩様、可申聞置者也
〔文久三〕
亥十月

郡御役所

安芸郡

割庄屋 与三兵衛

” 甚内

” 孫兵衛

” 見習 沢原太市